

那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 この要綱による事業の実施主体(以下「実施者」という。)は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市長に届け出た者で、次に掲げる実施要件のすべてを充足するものとして、市長が認めるものとする。

(1) 事業の適正な運営を図るため、事業を利用する児童(以下「利用児童」という。)の保護者、学校関係者、民生委員・児童委員、自治会役員及びPTA役員等の地域住民で構成する評議員会を設置していること。

ただし、小学校区毎の放課後子ども総合プラン協議会を開催している地域に住所を有する場合は、学校関係者を構成員から除くことができる。

(2) 那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第41号)の基準を遵守すること。

(3) 放課後児童クラブ運営指針(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『「放課後児童クラブ運営指針」の策定について』平成27年3月31日付 雇児発0331第34号)を遵守すること。

(4) 放課後子ども総合プラン(文部科学省生涯学習政策局長・同省大臣官房文教施設企画部長・初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知『「放課後子ども総合プラン」について』平成27年7月31日付 26文科生第277号 雇児発0731第4号)に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に整備するため、学校区ごとに設置する協議会を開催又は当該協議会に参加すること。

(5) 政治上及び宗教上の組織に属せず又は関係を有せず、かつ営利を目的とした活動を行わないこと。

(報告書の提出)

第3条 実施者は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める日までに、子ども政策課長に提出しなければならない。

(1) 利用児童の出欠状況報告書 当該月の翌月5日

(2) 利用児童の異動状況報告書 異動があった月の翌月5日

(帳簿等の管理)

第4条 実施者は、次の各号に掲げる帳簿等を備えておかなければならない。

(1) 入会申込書

(2) 利用児童出欠簿

(3) 利用児童指導日誌

(4) 現金出納簿

(5) 証憑書類

2 前項各号の帳簿等については、年に1回、こども政策課長の審査を受けるものとする。

(補助)

第5条 市長は、この事業の実施者に対し、別に定める那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。